



附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(最高号給を超える給料月額等の切替え等)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額又は別に定める給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(上下水道局総務部職員課)